

## 一、本園の紹介

設立	昭和28年10月	香川県知事認可
現在までの卒園児数	7,897人	
現在の園児数	281人	(10/1現在)
現在の本務職員数	25人	
施設、設備	総合遊具、視聴覚器材、楽器、放送設備、各室冷暖房完備、プール(屋上)、パソコンルーム、非常食他、監視カメラ、耐震施工、陶芸窯、緊急地震速報装置、AED、ロボット「ペッパー」導入	
本園の位置	琴電太田駅より北西徒歩で5分 端岡、多肥街道より北へ50m 塩江線太田バス停より東へ100m	

## 二、本園の保育重点

元気な声で、「おはようございます」「いってきます」「はい」「いただきます～ごちそうさまでした」「ありがとうございました」「さようなら」……**すなおで明るくたくましい子ども**……に育つように、ご家庭の協力と、たくさんの絵画や花にあふれる園内のよりよい環境を通して、次の目標達成のため努力しています。

心身の調和的発達をはかる	豊かな情操と感性を培う
個性をのばす保育	協同自立、責任感の育成
健康安全の充実	

※豊富な経験をもつ多くの教職員による保育活動が高く評価されています。

## 三、主な年間行事予定

4月	入園式、春季遠足	5月	健康診断
6月	運動会	7月	七夕祭り、プール遊び、
8月	夏季保育		一泊保育(年長)、すいか割り大会
9月	交通安全月間(交通安全教室)	10月	秋季遠足(園外保育)、やきいも大会
12月	お遊戯会(生活発表)	1月	避難・緊急訓練
2月	作品展(ごっこ遊び)	3月	おわかれ遠足、卒園式

※お誕生会、保育参観、身体計測を行っています。

## 四、その他

- 音楽(ハーモニカ、鍵盤ハーモニカ等)、絵画、スイミング、体操、英語(カナダ人)については専門の先生の定期的指導を受けます。
- 保育終了後、希望者には特別(預かり)保育を行っています。又急用、急病等で一時保育を希望される方は申し出て下さい。(保育終了後～午後6時)
- 月曜日は家庭よりおべんとう。希望者は火・水・木・金は業者昼食。
- わくわくデー(園外活動、異年令交流、全体会等)を設け、日常保育とは異なった園生活をします。定期的に地域との交流をしています。
- 土曜日は原則として休園日です。(第4土曜日は午前南運動場開放日)
- スクールバスの運行方面 太田・多肥 三条・伏石・栗林 松縄・木太  
三名・仏生山・浅野 林・六条

## 五、募集人員・期間

年中組・4歳児(平成25年4月2日～26年4月1日生まれ) 30名  
年少組・3歳児(平成26年4月2日～27年4月1日生まれ) 100名  
満3歳児(募集期間、入園手続き、経費については別途通知) 若干名  
願書渡し日…10月1日(日)より 願書受付け…11月1日(水)より

10月1日(日) (本日は9時～11時まで受付けます)  
11月3日(金) 文化の日(本日は9時～11時まで受付けます)  
11月4日(土) (本日は9時～11時まで受付けます)

園内見学日…10月12日(木)19日(木) 両日とも10時～11時までの間自由見学

## 六、入園手続き

入園願書に所定の事項を記入の上、2,000円を添えて申し込むこと  
選考の結果入園を許可された者は、入園料30,000円を納入すること  
選考日その他

一次選考日 11月11日(土)

入園手続き日 11月16日(木) 9時30分～10時30分(合格通知は13日に郵送)

二次以降は随時

※一旦受理した書類、入園申し込み料、入園料は事由の如何を問わず  
お返し出来ません。事情のある方は事前に申し出ること。

保育料・入園申込料のほか入園料・施設設備協力費には消費税が課されていません。

## 七、参考事項

経費	保育料	月額	18,000円(3歳児は19,000円)
	施設設備協力費	月額	3,800円
	(スクールバスの運用に係る経費を含む)		(ただし該当しない場合は2,000円減免)
	教材・特別指導費	月額	2,200円
	母の会費	月額	700円
	スクールバス利用者	維持費	3,000円(4月のみ)
	保育料等振替手数料	月額	108円

●保育料減免措置があります●

### 就園奨励費補助

扶養する子どもの人数、ひとり親家庭等に該当する世帯、および市民税所得割課税額に応じて、1人目については、年額308,000円、272,000円、139,200円、62,200円の4段階の補助あり。小学校3年生までの子どもがいる世帯の2人目・3人目については、市民税所得割課税額に関係なく就園奨励費の対象となる。  
(就園している中の1人目・2人目・3人目以降で金額が変わる。)

### 就園費補助

上記就園奨励費補助に該当しない家庭には、年額30,000円が就園費補助金として支給。

### 第2子以降園児保育料等補助

平成28年4月から高松市助成制度が拡大され、同時在園の2人目以降、および18歳未満の子どもの3人目以降は全額補助適用となる。

18歳未満の扶養親族の人数および市民税所得割課税額に応じて3段階の補助あり。

※奨励費・補助費共平成29年度のもので、(高松市在住者)